

いじめの防止等のための基本方針

大仙市立大曲南中学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」
【いじめ防止対策推進法 第2条】

(2) いじめに対する基本認識

前述のように定義されるいじめの問題は、いかにして心豊かで安全・安心な社会をつくるかという社会全体に関する国民的な課題である。しかしながら、子どもが接するメディアやインターネット、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが子どもに影響を与えているという指摘もある。いじめ問題への対応力は学校だけの問題ではなく、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であるとも言える。

このようないじめ問題に対して、次のことを認識して対応にあたる必要がある。

- いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として許されない卑怯な行為である。
- いじめは、多くの生徒が入れ替わり被害や加害を経験することがある。
- いじめは、気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- いじめは、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- いじめは、その行為の態様により、刑罰法規に抵触する。
- いじめは、いじめられる方にも問題があるという見方は間違いである。

(3) いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

いじめ問題に対しては、学校長のリーダーシップの下で学校が一体となって、家庭・地域と連携し、継続的に「未然防止」「早期発見」「早期対応」に努める。

また、いじめ撲滅を経営の重点事項として、PDCAによる学校評価システムに組入れ、絶え間なく振り返りと改善に努める。

2 いじめの未然防止のために

(1) いじめは許されない行為であることの指導

① 指導のための教職員の研修

- ア いじめの定義や実態についての共通理解
- イ 感性や気づきを高め合う職員集団づくり
- ウ いじめ問題の克服に向けた基本的な方向の確認
- エ 教職員の不適切な認識や言動等指導の在り方の確認

② いじめ問題の特質についての指導

- ア 「いじめは人間として絶対許されない」という継続的な指導（全校・学級）
- イ 「いじめを見ていた生徒も、自分の問題として捉えなければならない」「いじめはとめることができなかったとしても、誰かに知らせる勇気をもつ」「はやしたてるなど同調していた生徒も、いじめに加担する行為である」ことの継続的な指導（全校・学級）
- ウ 情報モラル教育等ネット上のいじめ防止の指導（外部講師を招いて）
- エ 生徒会によるいじめ撲滅集会

(2) いじめを生まない土壌づくり

① 心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う

- ア 道徳教育や人権教育の充実及び読書活動（南中 30 冊運動他）、体験活動の推進による豊かな情操や道徳心の育成
- イ 特別活動（特に生徒会活動）の充実及び学級・部活動指導での集団づくりと社会性の育成
- ウ 自己有用感や自己肯定感を高める取組（地域貢献活動、キャリア教育の視点に立った体験活動、家庭での手伝い励行）や日々の声かけ

② ストレスに適切に対処する力の育成

- ア 外部の専門家（カウンセラーを含む）を招いての講演会
- イ 生徒会の保健委員会によるテーマ集会

③ 保護者や地域へのはたらきかけ

- ア 保護者や地域への啓発、情報提供の依頼等

④ その他

- ア わかる授業の構築
- イ 生活規律や学習規律の構築
- ウ 生徒間、生徒と教職員、教職員間の信頼関係の構築
- エ 生徒と向き合う時間の確保
- オ 生徒理解の充実

3 いじめの早期発見に向けて

(1) いじめの分類と態様

① いじめの分類と態様

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視
- ぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 金品をたかられる。
- いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
- ネットの世界で、誹謗中傷をされる。

*いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするので、大人が気づきにくく判断しにくい。

② いじめ発見のきっかけ

「平成 23 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、中学校でのいじめ発見のきっかけは、本人の保護者からの訴え→本人からの訴え→学級担任が発見→担任以外の教員が発見→アンケート調査→他の生徒からの訴えの順となっているが、本人の保護者からの訴え以外の割合は必ずしも高くない。割合の少ない訴えが起こった場合は、いじめが深刻化していることも考えられる。

(2) 教職員のいじめに気づく力を高めるために

以上のことを踏まえると、教職員の積極的な気づきが重要になってくる。学校内では、目につきにくい時間帯や場所を極力少なくするように組織的な対応をする。また、生徒の小さな変化を敏感に察知する認知能力を向上させる。

(3) 早期発見のための手立て

① 生徒との信頼関係の醸成

② 日々の観察態勢の整備

ア 生徒指導主事を中心とした目の届かない時間帯や場所の洗い出し

イ 「生徒がいるところには教職員がいる」校内態勢の整備

③ 観察の視点の共通理解

ア 生徒指導部による早期発見のためのチェックリストの作成

④ 教職員間の定期的な情報交換と情報の集約

ア 定例の生徒を語る会

イ 過去のトラブルやじゃれ合う傾向が見られる生徒のリストアップ

ウ ケータイ・スマホ所持者把握 他

⑤ 生活ノートによる悩み等の把握

⑥ 定期的な教育相談や二者面談による問題の把握

⑦ いじめ調査，QU 調査，学校生活に関するアンケートによる問題の把握

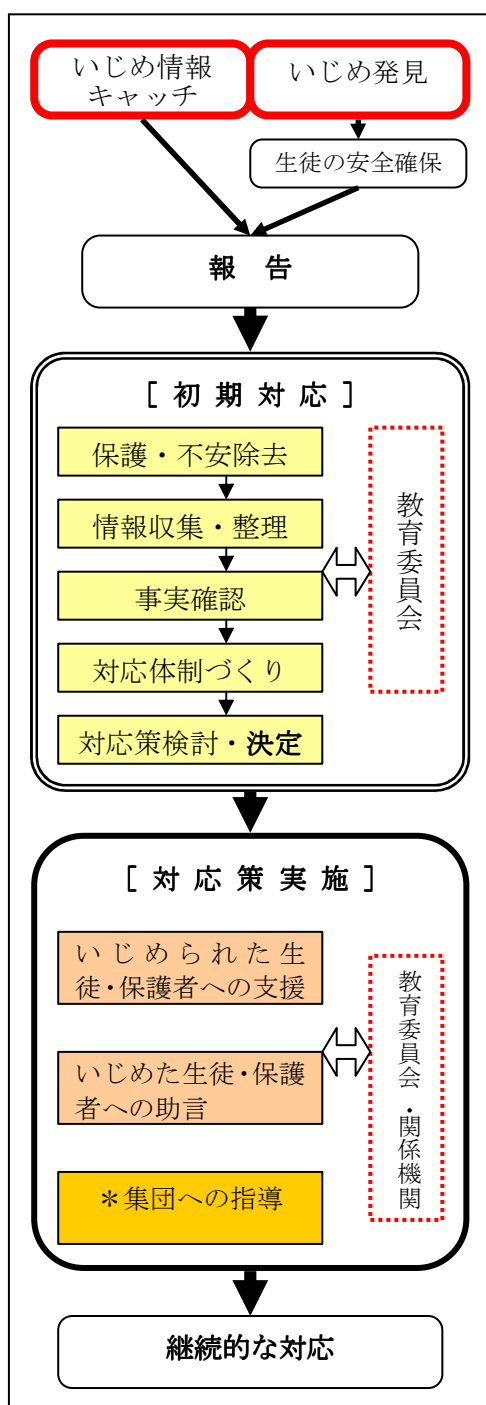
⑧ 相談体制の整備と相談窓口の広報（たんぽぽダイヤル 他）

4-1 いじめに対する早期対応及び措置

(1) いじめ対応の基本

- ① いじめられた生徒や通報した生徒を守り通す。
- ② 特定の教職員で抱え込まず、教職員全員の共通理解の下、速やかに組織で対応する。
- ③ 保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。
- ④ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導する。

(2) いじめ対応の流れ



① いじめ情報のキャッチ・いじめ問題の発生

- ア いじめと思われる行為を発見したらすぐに止める。
- イ 訴えや相談があったら、真摯に傾聴する。その場所や時間について配慮する。

② 速やかな報告

発見・通報を受けた職員



校長（教頭・生徒指導主事など）



「いじめ対策委員会」召集

③ 初期対応

- ア いじめられている生徒や通報した生徒の安全を守る。
- イ いじめられている生徒の立場に立って、事実関係を徹底的に把握する。また、いじめられた生徒の自尊感情を高めるように留意する。
- ウ いじめに関係していた生徒全員から、個別かつ徹底的に事情聴取する。
 - ★ 加害者を責めるだけにならないように、「聴取」と「指導」を区別する。
 - ★ つじつまが合わない場合は、他の生徒からも話を聞く。
- エ 学校全体でいじめ問題が起こった事実について共通理解し、指導のねらいを明確にするとともに役割分担を決定する。
- オ 事実確認の結果は、校長が学校の設置者に報告する。
- カ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、大仙警察署と連携して対応する。

④ 対応策実施

ア いじめられた生徒・保護者への支援

- ・ 家庭訪問等により、いじめられた生徒の保護者に迅速に事実関係及び安全を確保することや秘密を守ることを伝える。
- ・ いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

イ いじめた生徒・保護者への助言

- ・ いじめた生徒に対しては、複数の教員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、いじめの非人道性や行為の責任について自覚させ、いじめをやめさせる。
- ・ いじめ問題の全容が判明した段階で、関与した生徒とその保護者に正確な事実を伝え、いじめられた生徒と保護者の気持ちを伝えるとともに、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ いじめた生徒からいじめられた生徒へ謝罪させる。物品や金品の弁済は保護者の責任で行う。

ウ いじめの度合いによっては警察と連携を図る。

エ いじめが起きた集団へのはたらきかけ

- ・ いじめを見ていた生徒にも、自分の問題として捉えさせる。
- ・ いじめはとめることができなかつたとしても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを知らせる。

⑤ 継続的な対応

ア 引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。

イ 教育相談等で積極的に双方の生徒にかかわり、その後の状況について把握に努める。

ウ いじめられた生徒に肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。

4 - 2 いじめに対する早期対応及び措置（ネット上のいじめ）

（1） ネット上のいじめとは

- ① メールでのいじめ
- ② ブログでのいじめ
- ③ チェーンメールでのいじめ
- ④ 学校裏サイトでのいじめ
- ⑤ SNS から生じたいじめ
- ⑥ 動画サイトでのいじめ

（2） 未然防止のために

① 保護者に伝えたいこと

- ア 生徒たちのパソコン，携帯電話，スマホを第一義的に管理するのは家庭である。
- イ インターネットへアクセスすることで，生徒は被害者にも加害者にもなり得るとい
う認識が必要である。
- ウ 家庭では，メールを見たときの表情の変化など，トラブルに巻き込まれた生徒が見
せることのある小さな変化に気をつける。

② 生徒に理解させること

- ア 発信した情報はすぐに広まる。
- イ 匿名でも，書き込みした人は特定できる。
- ウ 誹謗中傷を書き込むことはいじめである。
- エ 書き込みが原因で，思わぬトラブルを招き，傷害などの犯罪につながる。また，書
き込みが悪質な場合は犯罪となる。
- オ 一度流失した情報は簡単に回収できない。

（3） 早期発見・早期対応のために

- ア 生徒がインターネットをどのように活用しているかの調査を定期的に行う。
- イ 保護者が，パソコン，携帯電話，スマホのメール等を見たときの生徒の表情の変化
使い方に注意を払うとともに過度な利用による生活習慣の乱れについて気を配る。
- ウ 不適切な書き込み等については，被害の拡大を避けるために直ちに専門機関と連携
して削除する措置を取る。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ア 生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な障害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った時
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより生徒が相当の期間（年間 30 日が目安）学校を欠席することを余儀なくされていると認める時

(2) 学校の設置者又は学校による調査

① 調査を行うための組織

いじめが重大事態と認められた場合、速やかに大仙市教育委員会又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。その組織については、弁護士、精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー等の専門知識や経験を有するもので、当該事案の関係者との人間関係を有しない者により構成するなど、調査が公平性、中立性を確保して行われるように留意する。学校が主体となる場合でも、学校に置かれた組織に適切な専門家を加えるなどする。

② 事実関係を明確にするための調査の実施

ア いじめられた生徒から聞き取りが可能な場合

いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先として調査実施

イ いじめられた生徒から聞き取りが不可能な場合

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取

③ 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

イ 質問紙調査により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合もあることを、その調査対象者となる生徒や保護者に説明する。

(3) 地方公共団体の長等の再調査及び措置

① 再調査

職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査が公平性、中立性を確保して行われるようにする。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

6 いじめ対策委員会

(1) 委員会の構成員

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，養護教諭

*学級担任 *部活動担当

フレッシュカウンセラー，スクールカウンセラー，心の相談員

(2) 具体的な役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施
- ② 年間指導計画の作成と実施
- ③ いじめ相談・通報の窓口としての役割
- ④ いじめに関する情報や生徒の問題行動についての情報の収集と記録
- ⑤ いじめの疑いに係る情報が寄せられたり，いじめが発見されたりした時には，緊急会議を開き，情報の収集や対応策の決定，対応にあたる。
- ⑥ 重大事態が発生した場合の，大仙市教育委員会やその他の外部機関との連携
- ⑦ 対応の検証と基本方針の見直し

7 年間指導計画

	いじめの未然防止のために			いじめの早期発見のために
	道徳	特別活動	その他	
4月	1-(5)「個性の伸長，充実した生き方」	・「いじめ問題について」【学級活動】 ・「学級の組織と自分の役割」【学級活動】		いじめ対策委員会① ・基本方針の確認 他 定例「生徒を語る会」 地域訪問
5月	4-(1)法や決まりの遵守，権利と義務			インターネット・携帯調査① 定例「生徒を語る会」 QU調査①
6月	4-(4)集団生活の向上 2-(2)信頼・友情 2-(2)人間愛・思いやり	・JRC再登録式 ・芸術鑑賞会 ・「学級生活をみつめようⅠ」【学級指導】	・情報モラル講座（全校） ・人権について（3年生） 【社会科】	定例「生徒を語る会」
7月	1-(3)責任ある行動	・環境についての校外学習（1年生）	・親水公園クリーンアップ活動（全校） ・「サンサルビア」ボランティア活動（有志） ・小中合同クリーンアップ活動（全校）	定例「生徒を語る会」 二者面談・三者面談 いじめアンケート①
8月			・ワークスケーリング（1年生） ・角間川盆踊りへの参加（全校） ・アルミ缶回収	二者面談・三者面談 いじめ対策委員会②
9月	4-(4)集団生活の向上 役割と責任 2-(2)思いやり	・いじめ撲滅集会（全校） ・「学級生活をみつめようⅡ」【学級指導】	・思春期ころの講演会（全校）	定例「生徒を語る会」
10月	4-(2)公德心，より良い社会の実現	・「南中祭」でのお年寄り招待 ・合唱コンクール		定例「生徒を語る会」 インターネット・携帯調査②
11月	2-(5)自他の尊重，謙虚，広い心		・親水公園清掃（3年生）	定例「生徒を語る会」 学校生活に関するアンケート 教育相談
12月	2-(2)人間愛 3-(3)人間の弱さの克服，人間の気高さ，生きる喜び	・スポレク（バレー）	・キャリア教育講演会（全校）	定例「生徒を語る会」 情報モラル講演会（保護者） 学校評価生徒アンケート QU調査②
1月	2-(3)信頼・友情	・「悩みや不安はだれにでもある」【学級指導】		定例「生徒を語る会」 いじめ対策委員会③
2月	3-(3)人間の弱さの克服，人間の気高さ，生きる喜び	・「自分を知る，友達を知る」【学級指導】		定例「生徒を語る会」
3月	1-(2)希望，勇気，強い意志			いじめアンケート② 定例「生徒を語る会」

8 いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている生徒

● 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- とくどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

● 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

● 昼食時

- 好きな物を他の生徒にあげる
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

● 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

● その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう